

監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 4 年 度 後 期

(令和4年8月～令和5年3月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員

佐市監査第540号
令和5年3月28日

佐賀市議会議長 重田音彦様
佐賀市長 坂井英隆様
佐賀市上下水道局長 田中泰治様
佐賀市教育委員会教育長 中村祐二郎様
佐賀市農業委員会会長 大園敏明様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 千綿 正明

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和4年8月から令和5年3月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

また、工事監査については、国家資格である「技術士」を有する者に工事技術面の調査を委託し、設計施工等に関する書類審査や現地調査を実施した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：34部署2団体（6小中学校を含む。））

<定期監査>（財務及び経営管理監査）

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ	
地域振興部	協働推進課	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日	令和 4年 8月 1日 ～ 令和 4年 11月 28日	7	
	公民館支援課			7	
	スポーツ振興課			8	
総務部	人事課	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年 10月 31日	令和 4年 11月 1日 ～ 令和 5年 3月 22日	7	
	契約監理課			7	
企画調整部	デジタル推進課			7	
経済部	商業振興課		令和 4年 11月 1日 ～ 令和 5年 3月 23日	7	
	観光振興課			7	
農林水産部	森林整備課		令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年 10月 31日	令和 4年 11月 1日 ～ 令和 5年 3月 22日	9
市民生活部	生活安全課				7
	市民税課				7
保健福祉部	健康づくり課	令和 4年 11月 1日 ～ 令和 5年 3月 22日			10
	三瀬診療所				7
子育て支援部	子育て総務課	令和 4年 11月 1日 ～ 令和 5年 3月 22日			10
	保育幼稚園課				7

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
大和支所		令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年10月31日	令和 4年11月 1日 ～ 令和 5年 3月22日	7
上下水道局 下水プロジェクト推進部	下水道工務課			7
	下水道施設課			7
	下水エネルギー推進室			7
	下水道企画室			7
	雨水事業対策室			7
教育委員会	金立小学校	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月31日	令和 4年 9月 5日 ～ 令和 4年11月28日	7
	三瀬小学校			7
	南川副小学校			7
	思斉小学校			7
	大和中学校			10
	思斉中学校			7
教育委員会 教育部	学校教育課	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年10月31日	令和 4年11月 1日 ～ 令和 5年 3月22日	7
	学事課			7
農業委員会 事務局	大和分室			7

<定期監査> (工事監査)

監 査 対 象	工事契約期間	監査実施期間	ページ
本庁舎議場照明設備改修工事 《所管：総務部 財産活用課》	令和 4年 7月 14日 ～ 令和 4年 12月 28日	令和 4年 9月 27日 ～ 令和 5年 2月 21日	11
令和3年度林道大野線単独災害復旧工事 (繰越) 《所管：農林水産部 森林整備課》	令和 4年 3月 31日 ～ 令和 5年 2月 28日		11
川上公民館新築(建築)工事 《所管：建設部 建築住宅課》	令和 4年 6月 23日 ～ 令和 5年 3月 10日		12
市道妙安小路梅檀橋線舗装補修工事 (その2) 《所管：建設部 道路管理課》	令和 4年 7月 29日 ～ 令和 4年 11月 30日		12

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市青少年健全育成連合会 《所管：教育委員会 教育部 社会教育課》	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年 7月 31日	令和 4年 8月 3日 ～ 令和 4年 11月 28日	13
株式会社マベック 《所管：保健福祉部 健康づくり課》	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 4年 10月 31日	令和 4年 11月 7日 ～ 令和 5年 3月 22日	14

(3) 定期監査の監査重点項目設定数

区 分	R4			R3
	後期 19部署	前期 10部署	年間 29部署	年間 33部署
1 服務関係	3	1	4	11
2 文書	5	1	6	3
3 収入	1	2	3	10
4 支出	1	0	1	0
5 契約	15	6	21	29
6 工事等の執行	0	2	2	3
7 補助金等	7	3	10	12
8 財産管理	4	3	7	12
9 現金の取扱い	9	7	16	13
10 内部統制	0	0	0	—
11 その他	0	0	0	0
計	45	25	70	93

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 公営企業、小中学校、工事及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

※ 「10 内部統制」については、令和4年度から独立した区分として設定している。

(4) 定期監査における指摘事項等の件数

区 分	指摘事項		検討をを求める事項		注意をを求める事項		計	
	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4 50(34)部署	R3 54部署
1 服務関係	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
2 文書	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	1	0 (0)	1
3 収入	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (0)	1	1 (0)	1
4 支出	0 (0)	0	0 (0)	0	1 (1)	5	1 (1)	5
5 契約	0 (0)	2	0 (0)	0	1 (1)	1	1 (1)	3
6 工事等の執行	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	2	0 (0)	2
7 補助金等	0 (0)	0	1 (1)	0	0 (0)	1	1 (1)	1
8 財産管理	0 (0)	0	1 (1)	1	5 (1)	1	6 (2)	2
9 現金の取扱い	0 (0)	2	0 (0)	0	1 (0)	0	1 (0)	2
10 内部統制	0 (0)	—	0 (0)	—	1 (1)	—	1 (1)	—
11 その他	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	3	0 (0)	3
計	0 (0)	4	2 (2)	1	11 (5)	15	13 (7)	20

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討をを求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 件数は、各年度合計の件数。また、() 内は令和4年度後期における件数。

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

監 査 の 対 象	<p style="text-align: right;">※ () 内は監査重点項目</p> <p>地域振興部 協働推進課 (サービス関係、契約、補助金等)</p> <p>地域振興部 公民館支援課 (現金の取扱い)</p> <p>総務部 人事課 (サービス関係、契約、補助金等)</p> <p>総務部 契約監理課 (文書、契約)</p> <p>企画調整部 デジタル推進課 (契約)</p> <p>経済部 商業振興課 (文書、契約、補助金等)</p> <p>経済部 観光振興課 (現金の取扱い)</p> <p>市民生活部 生活安全課 (契約、補助金等)</p> <p>市民生活部 市民税課 (サービス関係、契約、現金の取扱い)</p> <p>保健福祉部 三瀬診療所 (契約、財産管理、現金の取扱い)</p> <p>子育て支援部 保育幼稚園課 (契約)</p> <p>大和支所 (文書、契約、現金の取扱い)</p> <p>上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道工務課 (設定なし)</p> <p>上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道施設課 (設定なし)</p> <p>上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室 (設定なし)</p> <p>上下水道局 下水プロジェクト推進部 下水道企画室 (設定なし)</p> <p>上下水道局 下水プロジェクト推進部 雨水事業対策室 (設定なし)</p> <p>教育委員会 金立小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 三瀬小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 南川副小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 思斉小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 思斉中学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 教育部 学校教育課 (契約、補助金等、現金の取扱い)</p> <p>教育委員会 教育部 学事課 (支出、契約、財産管理)</p> <p>農業委員会事務局 大和分室 (現金の取扱い)</p>
	監 査 の 結 果

監査の対象	地域振興部 スポーツ振興課
監査重点項目	文書、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○検討を求める事項</p> <p>小中学生各種スポーツ大会等出場激励金について</p> <p>対象者（選手）について要綱で「激励金の交付対象者は、社会体育で活動している小学生の児童および中学校の生徒のうち、佐賀市に住民登録し、居住している者で次の各号のいずれかに該当する者とする。」と規定しているが、対象者の住所について申請書等で確認できないものや学校名の確認をもって対象者と認めているものがあつた。このことについては、前回監査時にも指摘していたが改善されていなかった。</p> <p>また、対象者（指導者）について「団体競技で出場する場合は指導者1人を加えることができる。ただし、指導者についても、佐賀市に住民登録し、居住している者に限る。また、出場する団体が市外の団体の場合は、指導者を加えることはできない。」と規定しているが、市外に拠点がある団体についても市内施設での練習を行っていたことから市内の団体と同等であると認め、指導者へ補助金を交付しているものがあつた。しかし、「市外の団体」や「指導者」についての明確な定義は定められていなかった。また、申請時に指導者名簿等の提出を求めているため、対象者について口頭で確認しているものもあつた。</p> <p>このような取扱いは、補助金交付事務としては不適切である。</p> <p>対象者の要件については補助金交付決定に係る重要事項であるため、明確な定義を定められたい。また、申請書の見直しや名簿の提出を求めることで、対象者であることを確認されたい。加えて、補助金交付事務に関するチェックシートを作成し、複数人で確認できるよう体制を整えられたい。</p> <p>川副運動広場の管理について</p> <p>川副運動広場のグラウンド及び駐車場の管理について、以下の状況が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対し、仕様書等において管理範囲の図面や業務内容等の詳細を示していなかった。 ・筑後川河川敷のグラウンドは、国に占用許可を受けており高水時には申請している工作物の撤去が必要だが、大きな工作物が多数あり「川副運動広場緊急避難体制計画書」、「川副運動広場工作物の撤去作業要領」に記載の撤去予定時間60分程度では厳しく、高水時に急遽撤去するにはかなりの時間と労力がかかる状態であつた。 ・グラウンドには、国に申請している工作物以外にも利用者が多数の物を置いており、その中には老朽化した物や使用していない物も散在しており、危険

	<p>な状態であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場には、行政財産目的外使用許可の申請がされていないコンテナや倉庫、船など多数の物が置かれていた。その中には老朽化し破損がひどく危険な状態の物もあった。 <p>このような状況は、市の施設の管理としては不適切である。</p> <p>利用者が設置した工作物等について、不要物を撤去させ、設置が必要な工作物等は利用者に届出をさせ、緊急時の工作物等の撤去方法を共有し、再発防止に取り組まれない。また、川副運動広場の管理について、指定管理者へ業務の詳細を仕様書等で明示し、スポーツ振興課、指定管理者及び利用者の役割を明確にし、市の施設として適正に管理できるよう検討されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p>事務のチェック体制について</p> <p>定期監査において予備指摘の件数が14件と多数の不備が見られ、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金事務については、前回指摘した内容が改善されておらず引継ぎが行われていなかった。</p> <p>また、指摘の中には、複数名でのチェックにより防ぐことが可能であったと思われるものも含まれており、課全体での取組が行われているとは言い難い状況であった。</p> <p>指摘を受けた内容については、課内で情報共有を徹底し、チェックシートやマニュアルの活用など、より具体的な事務処理の改善を検討し、課全体で事務が適正に行われるよう内部統制の強化を図られたい。</p>
--	--

監査の対象	農林水産部 森林整備課
監査重点項目	契約、補助金等、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可について</p> <p>令和4年7月からの新規電柱等設置（本柱11本、支線21本）に係る行政財産目的外使用料について、算定を誤り支線2本分（100円）を過少に徴収していた。また、許可を行った物件のうち支線21本について、使用許可書への記載が漏れていた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の使用料の算定事務において、誤りや遺漏のないよう確認を徹底されたい。</p>

監査の対象	保健福祉部 健康づくり課
監査重点項目	文書、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>歳出の会計年度所属区分について</p> <p>母子保健情報アプリ等活用事業に係る電話通信料のうち、令和3年度3月利用分のクラウドサービス料金(8,976円)及びソリューションサービス料金(4,976円)について、令和3年度の歳出として処理すべきところを、令和4年度の歳出として処理していた。</p> <p>歳出の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第143条第1項第3号の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	子育て支援部 子育て総務課
監査重点項目	収入、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>時間外勤務手当の支給誤りについて</p> <p>週休日の時間外勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつた。</p> <p>佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	教育委員会 大和中学校
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>修繕の発注方法について</p> <p>楽器の修繕において、佐賀市財務規則第99条第1項第2号の1者随意契約できる金額を超えない範囲で複数の楽器をひとまとめにして短期間に5回発注し、全て同一業者と1者随意契約を行っていた。</p> <p>随意契約を行う場合には、原則として、根拠法令等の明確化に加え競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して相手方を決定し、有利性の説明や判断理由を具体的に明らかにするなどの説明責任が求められている。今回の1者随意契約の根拠としている佐賀市財務規則第99条第1項第2号は、あくまでも例外的な取扱いである。</p> <p>発注を行う際は、契約の透明性に疑義が生じることのないよう、慎重に発注方法及び業者の決定を行われたい。</p>

<工事監査>

工 事 名	本庁舎議場照明設備改修工事	
工 事 概 要	老朽化した本会議場照明の取替工事	
所 管	総務部 財産活用課	
請 負 業 者	株式会社陣内電設	
施 工 場 所	佐賀市栄町 地内	
契 約 金 額	当 初	8,429,960 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 4 年 7 月 1 4 日から令和 4 年 1 2 月 2 8 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	指名競争入札	
進 捗 率	金額ベース 88.8%・作業ベース 88.8% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 4 年 1 1 月 9 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	令和3年度林道大野線単独災害復旧工事（繰越）	
工 事 概 要	法面が崩壊した林道の災害復旧工事	
所 管	農林水産部 森林整備課	
請 負 業 者	株式会社松永産業	
施 工 場 所	佐賀市富士町大字大野	
契 約 金 額	当 初	22,738,100 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 4 年 3 月 3 1 日から令和 4 年 1 0 月 3 1 日まで
	変 更 後	令和 4 年 3 月 3 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで
契 約 区 分	随意契約	
進 捗 率	金額ベース 12.0%・作業ベース 12.0% (実地監査日現在)	
実 地 監 査 日	令和 4 年 1 1 月 8 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	川上公民館新築（建築）工事	
工 事 概 要	市道拡幅工事に伴い、川上公民館を移転改築する工事	
所 管	建設部 建築住宅課	
請 負 業 者	宮地建設株式会社	
施 工 場 所	佐賀市大和町大字川上 地内	
契 約 金 額	当 初	213,400,000 円
	変 更 後	—
契 約 期 間	当 初	令和 4 年 6 月 2 3 日から令和 5 年 3 月 1 0 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 30.81%・作業ベース 30.81%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 4 年 1 1 月 9 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

工 事 名	市道妙安小路梅檀橋線舗装補修工事（その2）	
工 事 概 要	市道の老朽化した舗装を補修する工事	
所 管	建設部 道路管理課	
請 負 業 者	株式会社シライシ舗道	
施 工 場 所	佐賀市多布施四丁目 地内外	
契 約 金 額	当 初	18,944,640 円
	変 更 後	19,885,800 円
契 約 期 間	当 初	令和 4 年 7 月 2 9 日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日まで
	変 更 後	—
契 約 区 分	一般競争入札	
進 捗 率	金額ベース 100.0%・作業ベース 100.0%（実地監査日現在）	
実 地 監 査 日	令和 4 年 1 1 月 8 日	
監 査 の 結 果	工事に関する事務の執行及び施工については、おおむね良好に処理されていた。	

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	佐賀市青少年健全育成連合会		
所在地	佐賀市松原二丁目2番27号		
所管課	教育委員会 教育部 社会教育課		
財政援助等の内容	補助金		
補助金の名称	社会教育助成事業補助金		
補助金額	1,614,000円(令和3年度)	団体の全収入に対する 補助金の割合	94.7%
	1,614,000円(令和4年度)		77.2%
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>立替払について</p> <p>佐賀市青少年健全育成連合会の会計処理において、立替払による支出が行われていた。</p> <p>立替払は私金との区別が不明確となり、不正な支出につながりやすい。適切な会計処理を行うため、立替払については、支払い方法の見直しを指導されたい。</p> <p>現金出納簿について</p> <p>校区活動費の支払いの際に多額の現金保管金が発生していた。</p> <p>現金等を適切に把握するため及び事故防止のためにも、現金出納簿を整備するよう指導されたい。</p> <p>会計規程等の整備について</p> <p>収入、支出に係る事務処理、会議出席手当の基準等について、会計規程等がなく、事務処理の根拠が不明なものが見られた。</p> <p>適切な事務処理を行うため、根拠等を明確にし、必要な規程等の整備を指導されたい。</p>		

監査対象団体	株式会社マベック
所在地	佐賀市新中町11番18号
所管課	保健福祉部 健康づくり課
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀勤労者総合福祉センター
指定管理料	15,800,000円（令和3年度） 15,800,000円（令和4年度）
協定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

